

医療総合情報システム更新に係る支援委託業務
プロポーザル募集要項

2020年6月29日

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

目次

1	趣旨	1
2	業務の概要	1
(1)	業務名	1
(2)	業務の内容	1
(3)	履行期間	1
(4)	場所および連絡先	1
3	予定価格	1
(1)	見積条件	1
(2)	見積上限価格	1
4	プロポーザルのスケジュール	2
5	募集要項等の交付期間及び場所	2
(1)	交付期間	2
(2)	交付方法	2
6	質問書の提出および回答	2
(1)	参加資格要件確認書類作成に関する質問書(様式2)の提出期間	2
(2)	提案書等作成に関する質問書(様式3)の提出期間	2
(3)	質問書提出先	2
(4)	質問書方法	3
(5)	回答	3
7	本プロポーザルに係る参加資格要件の確認	3
(1)	提出期限	3
(2)	提出先	3
(3)	提出方法	3
(4)	提出書類	3
(5)	参加資格要件に関する質問の受付	3
8	本プロポーザルに参加する者に必要な資格	4
(1)	参加資格要件	4
9	提案書等の提出	4
(1)	提出期限	4
(2)	提出先	4
(3)	提出書類及び提出部数	4
(4)	提案書等の作成方法	5
(5)	提出方法	5
10	審査方法等	5
(1)	提案者の失格事項等	5
(2)	プレゼンテーションの実施	5
11	審査及び結果の通知	5
12	契約の締結	5
13	その他	6
14	交付資料(別添)	6

1 趣旨

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「当センター」という。）の医療総合情報システムは、2006年11月より稼働を開始し、2010年及び2016年にハードウェア更新を行い現在も継続利用している。今回、2022年度中に当該システムのサポートが終了することから、2023年1月までに基幹システム及び付随するシステムの調達及び構築を終え、稼働する必要がある。

現行医療総合情報システムは、岐阜県の中核拠点病院としての位置づけを鑑みながら、公立病院としては充実し、当時としては先進的なシステムの構築を行っている。しかしながら、医療を取り巻く環境の急激な変化、ICT技術の発展に対応しつつ、岐阜県あるいは地域の中核拠点病院としての責務を果たすためには、次期医療総合情報システムの調達計画段階から、医療政策の動向、ICT技術の発展を見越したうえで医療情報の効果的な利用や、そのための情報管理部門の管理能力の充実等も意識した複合的かつ効果的な計画の立案及び実施が不可欠である。

これらの目的を達成するため、当センターの医療総合情報システム更新に係る支援業務を委託することとし、その委託先の選定に当たっては、本事業に最も適した事業者と契約するため、プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により広く提案を求める。これに係る事業者を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

医療総合情報システム更新に係る支援委託業務

(2) 業務の内容

医療総合情報システム更新に係る支援委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日 から 2023年3月31日 まで

(4) 場所および連絡先

岐阜県総合医療センター 事務局 経営企画課 情報システム担当
〒500-8717 岐阜県岐阜市野一色4-6-1
電話番号：058-246-1111（代表） 内線：6004
電子メールアドレス：hirasawa-shinnichi@gifu-hp.jp

3 予定価格

(1) 見積条件

支援業務に係るすべての費用

(2) 見積上限価格

2020年度	15,000,000円
2021年度	25,000,000円
2022年度	15,000,000円
合計	55,000,000円

※消費税及び地方消費税を除く

4 プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりである。

スケジュール（一部予定）	
2020年 6月29日（月）	公告 募集要項等の交付開始 参加資格要件確認書類および提案書等作成に関する質問受付開始
7月 8日（水）	募集要項等の配布締切 参加資格要件確認書類の質問受付締切
7月 9日（木）	参加資格要件確認書類の質問回答期限
7月13日（月）	参加資格要件確認書類の受付締切
7月15日（水）	参加資格要件確認結果の通知
7月20日（月）	提案書等作成に関する質問受付締切
7月21日（火）	提案書等作成に関する質問回答期限
7月27日（月）	提案書等の受付締切
7月27日（月） 8月 4日（火）	提案書等に関する疑義照会期間
8月 5日（水）	プレゼンテーションの実施
8月 中旬ごろ	審査結果の通知

※プレゼンテーションの実施時期については、変更する場合がある。

5 募集要項等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

2020年6月29日（月）から2020年7月8日（水）までの平日の9時00分から17時00分までの間。

(2) 交付方法

本資料および「14 交付資料（別添）」アからエの書類を当センターのホームページ上で交付する。

6 質問書の提出および回答

各種質問は質問書（様式2及び3）の提出により行うこと。なお、質問書以外の方法による照会については回答しない。

(1) 参加資格要件確認書類作成に関する質問書（様式2）の提出期間

2020年6月29日（月） 9時00分から

2020年7月 8日（水） 17時00分まで

(2) 提案書等作成に関する質問書（様式3）の提出期間

2020年6月29日（月） 9時00分から

2020年7月20日（月） 17時00分まで

(3) 質問書提出先

上記2(4)に同じ。

(4) 質問書方法

持参、郵送、メールのいずれかによる提出に限るものとする。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「医療総合情報システム更新に係る支援委託業務質問書在中」と朱書きすること。)とし、印刷物を添付し提出すること。なお、上記(1)又は(2)に定める提出期限までに到着するように郵送すること。

(5) 回答

ア 参加資格要件確認書類作成に関する質問への回答

参加資格要件確認書類作成に関する質問内容および回答は、2020年7月9日(木)までに、当センターのホームページにて公表する。

イ 提案書等作成に関する質問への回答

提案書等作成に関する質問内容および回答は、2020年7月21日(火)までに、参加資格要件を満たした者に電子メールにて回答する。

7 本プロポーザルに係る参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に定めるところにより、プロポーザル参加資格要件確認申請書をはじめとした参加資格要件の確認に必要な書類(以下「参加資格要件確認書類」という。)を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

なお、本プロポーザルにかかる参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、2020年7月15日(水)までに通知する。

(1) 提出期限

2020年7月13日(月) 17時00分

(2) 提出先

上記2(4)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「医療総合情報システム更新に係る支援委託業務参加要件確認書類在中」と朱書きすること。)とし、上記(1)に定める提出期限までに到達するよう郵送すること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ プロポーザル参加資格要件確認申請書(様式4)

ウ プロポーザル参加資格要件確認資料(様式5)

エ 会社概要(様式6)

オ 業務実績届け(様式7)

(5) 参加資格要件に関する質問の受付

前記6に定める方法により照会すること。

8 プロポーザルに参加する者に必要な資格

本プロポーザルに参加することができる者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。なお、契約を締結するまでの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

(1) 参加資格要件

- ア 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ウ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加資格確認申請日から評価の日までの期間内に受けていないこと。
- エ 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加資格確認申請日から評価の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- キ 破産法（平成16年法律76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- ク 過去5年以内に、国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人の医療機関における病院情報システムの調達もしくは更新支援業務を3件以上受託し業務を完了していること。そのうち500床以上の医療機関に対する実績が1件以上あること。

9 提案書等の提出

提案書等の提出は、上記7に定める参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出期限

2020年7月27日（月）17時00分

(2) 提出先

上記2（4）に同じ。

(3) 提出書類及び提出部数

医療総合情報システム更新に係る支援委託業務プロポーザル提案書等作成要領（以下「提案書等作成要領」という。）を参照すること。

(4) 提案書等の作成方法

提案書等の作成にあたっては、提案書等作成要領を参照すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「医療総合情報システム更新に係る支援委託業務提案書等在中」と朱書きすること。）とし、上記(1)に定める提出期限までに、到着するよう郵送すること。

1 0 審査方法等

(1) 提案者の失格事項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア この要項に定める手続以外の方法によりプロポーザルに対する援助を求めた場合。
- イ プレゼンテーションの開始時刻に遅れた場合。
- ウ 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合。
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- オ 虚偽の内容が記載されている場合。
- カ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ク その他（提出された書類が次の各号のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。）
 - ・ 様式に適合しない場合で、是正の指示に従わないとき
 - ・ 記載すべき事項以外の不適切な内容が記載されている場合

(2) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定のプロジェクトリーダーが発表するものとし、参加できる人数は原則5名以内とする。

プレゼンテーションは、2020年8月5日（水）を予定しているが、詳細な日時、場所等については別途通知する。

1 1 審査及び結果の通知

提案の評価は、当センターが別に定める構成員により組織された「医療総合情報システム更新に係る支援委託業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）が行う。委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を選定し通知する。

審査結果は、本プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知し、さらにホームページ上で公表する。

なお、審査における評価のポイントについては、「医療総合情報システム更新に係る支援委託業務プロポーザル提案書等作成要領」の「別表1」を参照のこと。

1 2 契約の締結

審査結果に基づき、最優秀提案者と本業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定の

いずれかに該当する場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

1 3 その他

- ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- ウ 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- エ 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- オ 提出された書類は、返還しない。
- カ 参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- キ 本業務の実施にあたり、提案書等に記載されたプロジェクトリーダー、プロジェクトスタッフは、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができない。
- ク プロジェクトリーダー、プロジェクトスタッフは特別の理由があると認めた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

1 4 交付資料（別添）

- ア 医療総合情報システム更新に係る支援委託業務プロポーザル募集要項様式集
- イ 医療総合情報システム更新に係る支援委託業務仕様書
- ウ 医療総合情報システム更新に係る支援委託業務プロポーザル提案書等作成要領
- エ 医療総合情報システム更新に係る支援委託業務プロポーザル提案書等作成要領様式集